

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

(2) いじめ防止のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、生徒が教育を受ける権利を保障すると同時に、いじめが全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わずいじめ問題克服のためのあらゆる方策を講じるものとする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを前提とし、根本的ないじめ問題解決のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止のための取組が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌づくりに本校をはじめ、保護者、地域が一体となって組織的かつ継続的に取り組んでいかねばならない。従って、本校の全ての教育活動を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな感性や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築できる能力の育成を期することが重要である。また、いじめの背景にあるストレスにも着目し、その解消を図ると同時に、ストレスに適切に対処できる資質・能力の育成にも力を注ぐ必要がある。

(2) いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

①いじめを生まない環境づくり

いじめの実態や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点等について、職員研修や職員会議等で共通理解を図ると共に、生徒に対しても全校集会やホームルーム活動等で日常的にいじめについて触れる機会を持ち、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気づくりを行う。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動（道徳教育、人権教育、朝読書、部活動、地域ボランティア活動等）の中で社会体験や生活体験の機会を与え、生徒の社会性、共感的理解力、自他を尊重する態度、問題解決能力、コミュニケーション能力等を育てていく。

③生徒一人一人を大切にしたい分かる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感が生むストレスから、生徒がいじめに向かわないよう生徒一人一人の個性や理解力に応じた授業を展開していく。

④生徒一人一人が活躍できる集団づくりと居場所づくり

教職員が学級や学年、部活動等での人間関係を把握し、問題や不安を抱える生徒に適切な助

言を与えたり、また、生徒が気軽に相談できる体制を整備しておくことで、生徒が適切にストレスに対処できる能力を養いながら安心して学校生活を送れるようにする。

⑤部活動に参加する生徒に対する指導

いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

⑥自己有用感と自己肯定感の育成

自分が認められているという実感が得られるよう、全ての生徒に学校の全教育活動（ホームルーム活動、委員会活動、文化柏葉祭や体育柏葉祭等の学校行事）を通じて生徒が活躍でき、他者の役に立てる機会を提供することによって自己有用感が持てるように努める。また、困難な状況を自力で乗り越えていけるような体験を適切に提供することによって自己肯定感が高められるようにする。

⑦いじめの問題に対する生徒の自主的取組

生徒自らがいじめについて学び、考える機会を提供しながら、いじめ防止を訴える取組（生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンや相談箱の設置等）を推進していく。

⑧校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- a) 生徒指導上の諸問題に関する研修（授業規律、コミュニケーション能力等）
- b) わかる授業や全ての生徒が参加・活躍できる授業の研究
- c) 授業改善のための公開授業
- d) 障がい（発達障がい、性同一性障がい等）のある生徒についての理解を深める研修
- e) 社会体験や生活体験を通じて、生徒自らが気づく・学ぶ機会の提供に関する研修
- f) ストレスコントロールの研修

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの認知は、いじめの問題への迅速かつ最善の対処法であり、教師や保護者等を含めた周囲の大人が緊密に連携し、日常生活での生徒の小さな変化に気づく能力を高めておく必要がある。また、いじめが大人の目につきにくい、あるいはわかりにくい環境で行われることを理解し、いかなる小さな事象も見逃さず、疑いを持ってできるだけ早い段階で対処しなければならない。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、本校は、毎月アンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめの被害を訴えやすい体制を整えるものとする。また、保護者等には7月にいじめチェックリストを配布すると同時に、年数回の保護者等アンケート実施や電話相談窓口の周知をするなどして家庭・地域と連携して生徒を見守る体制を組む。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

①いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

②心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。

③インターネットや携帯電話（SNS等）を利用したいじめに対して適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①教職員が遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、即座にその場でその行為をやめさせる。

②教職員は、生徒からいじめの相談を受けた時は、学校（いじめ防止対策委員）へ通報その他の適切な措置を行う。

③通報を受けた時や在籍生徒がいじめを受けていると思われる時、また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、職員の情報共有を行い、管理職から速やかにFAXで県教育委員会に報告する。

④部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も職員の情報の共有を行い、管理職から速やかにFAXで県教育委員会に報告する。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応を周知する。

⑤本校や設置者である県教育委員会がいじめた生徒に対して必要な教育的指導を行っているにもかかわらず、その指導による効果が十分でなく、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、あるいは生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に相談し支援を求める。

（３）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒からの事情聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちにいじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者等への支援を継続的に行う。必要ならば、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。また、いじめの事案に関する情報を被害生徒の保護者等と共有するための措置を行う。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒からも事情聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちにいじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを行った生徒への指導及びその保護者等への助言を継続的に行う。また、教育上必要と認められた場合、学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることもある。なお、いじめの事案に関する情報を加害生徒の保護者等と共有するための措置を行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

周囲で起きたいじめ事案が他人事ではなく、自分自身の問題としてとらえさせ、たといじめをやめさせることができずとも、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてたり同調した生徒に対しては、それがいじめに荷担する行為であることを理解させる。年間計画に指導を組み込んだり、臨時のホームルームや学年集会等により、いじめは絶対に許されない行為であることを機会あるごとに理解させ、いじめ根絶のための態度を養うよう努める。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を回避するため、直ちに削除する措置をとる。なお、学校単独での対応が困難な場合は、福岡県教育委員会と相談し対応を考えるものとする。必要に応じて法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が及ぶ恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報するなど、外部の専門機関に協力を求める。また、学校内における情報モラル教育、非行防止学習等も並行して実施していく。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。（例：学校いじめ

防止対策委員会での会議により校長が判断する。等)

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、または生徒や保護者等から重大事態に至ったと申し立てがあった場合は、速やかに県教育委員会を通じて県知事に発生の報告を行う。

福岡県教育委員会及び本校は、その事案が重大事態であると判断した時は、県教育委員会の判断を受けた調査の主体となる組織（＝いじめ調査委員会）を速やかに設置する。いじめ調査委員会は、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施する。

(2) 調査結果の提供及び報告

福岡県教育委員会及び本校は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、調査によって明らかになった事実関係（①いじめの主体・時期・様態、②背景事情・人間関係等、③学校や教職員の対応④防止策、保護者等所見等）やその他必要な情報を他の生徒のプライバシー保護に配慮の上、提供する。また、調査結果（防止策・保護者等の所見等を含む）については、

速やかに県教育委員会を通じて県知事に調査結果を報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの相談・通報の窓口として、学校基本方針に基づく取組の実施並びに具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。いじめに関する情報があつた時には、緊急に会議を開き、いじめ事案の迅速な情報共有、関わりのある生徒への事情聴取、指導及び支援体制・対応方針の決定、保護者等との連携等を組織的に行う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行い、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ、誰によって、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどんな問題があつたか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り速やかに調査する役割を担う。なお、この調査は、学校が事実に向き合うことによって、当該事態へのより適切な対応や同種の事態の発生防止を目的とする。

7 学校評価

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ②いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ③学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその態様のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ④学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校いじめ基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。
- ⑤国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。